



熊本県公報

第 1 2 3 5 9 号

平成 26 年 10 月 14 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(") 1
○形質変更時要届出区域の一部の指定の解除	(環境保全課) 2
○生活保護世帯からの進学「夢」応援資金貸付要項の一部改正	(社会福祉課) 3
○熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の一部改正	(子ども家庭福祉課) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
公 告	
○平成 26 年度第 1 回熊本県消費生活審議会の開催	(消費生活課) 4
登 載 依 頼	
○水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会 (第 3 回) の開催	(水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会) 4
○第 8 回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の開催	(企業局総務経営課) 4
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(") 5
○平成 26 年度第 2 回熊本県いじめ防止対策審議会の開催	(熊本県いじめ防止対策審議会) 5
○平成 26 年度第 1 回熊本県消費者教育推進地域協議会の開催	(熊本県消費者教育推進地域協議会) 6

告 示

熊本県告示第 978 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 26 年 10 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市蔵原字高塚 1594 番 4、1594 番 5、1594 番 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高塚 1594 番 1・1594 番 4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 979 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 26 年 10 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字北西小坪 483 番 7 3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第980号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について同条第2項の規定により指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

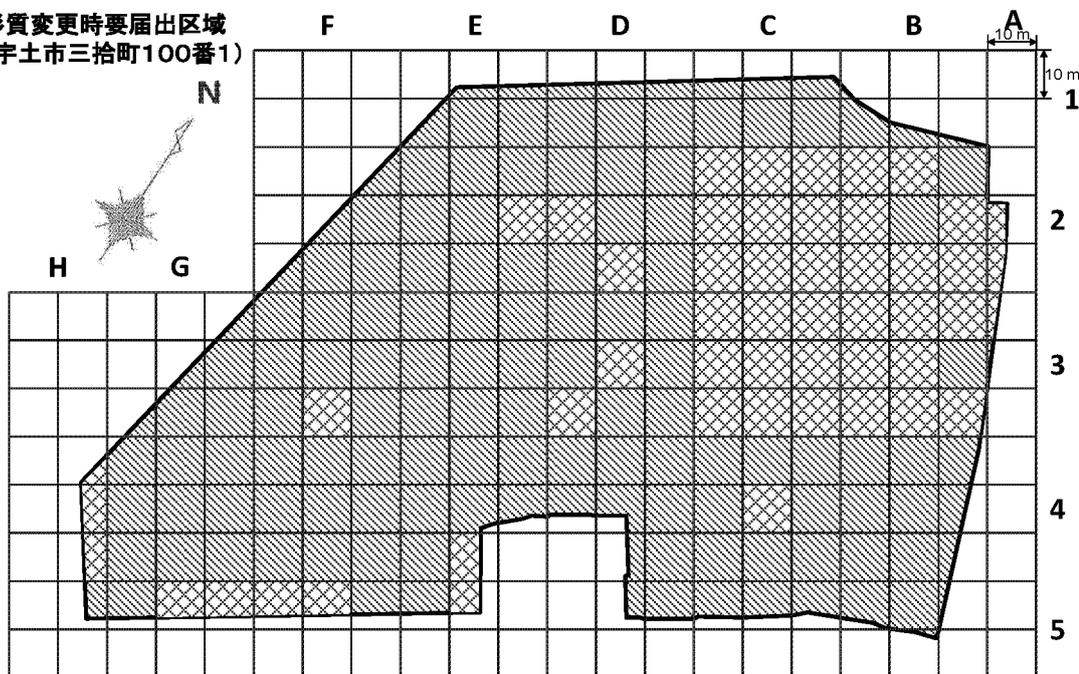
なお、当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第58条第4項第9号に該当する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する区域
熊本県宇土市三拾町100番1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準（規則第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域の一部の指定の解除に係る土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物
- 5 形質変更時要届出区域の一部の指定の解除に係る土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 6 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図 形質変更時要届出区域 (宇土市三拾町100番1)



凡例

	地番の範囲
	形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する区域
	砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物について土壤溶出量基準不適合（規則第58条第4項第9号に該当。上記指定を解除する区域を含む）

熊本県告示第981号

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項
生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項（平成22年熊本県告示第912号）の一部を次のように改正する。

第26条中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。

別記第37号様式中「下記の問い合わせ先」を「問合せ先」に、「年率10.75パーセント」を「年5パーセント」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この要項は、告示の日から施行し、改正後の第26条の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する遅延利息について適用する。
（経過措置）
- 平成26年3月31日以前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。
- この要項の施行の際現に改正前の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により交付されている償還金督促状は、改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により交付された償還金督促状とみなす。

熊本県告示第982号

熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項（平成23年熊本県告示第552号）の一部を次のように改正する。

第27条中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。

別記33号様式中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に、「下記の問合せ先」を「問合せ先」に、「頂くようお願いいたします」を「いただくようお願いいたします」に改める。

別記第46号様式中「下記の問合せ先」を「問合せ先」に、「年率10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この要項は、告示の日から施行し、改正後の第27条の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応する遅延利息について適用する。
（経過措置）
- 平成26年3月31日以前の期間に対応する遅延利息については、なお従前の例による。
- この要項の施行の際現に改正前の熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の規定により交付されている通知書その他の書類は、改正後の熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の規定により交付された通知書その他の書類とみなす。

熊本県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字田原字下ノ下 181番1地先から	202.2	仮設道路設置

	上益城郡益城町大字田原字前田 204番2地先まで	
--	-----------------------------	--

2 供用を開始する期日 平成26年10月14日

公 告

熊本県公告第531号

平成26年度第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成26年11月14日 午後2時
- 2 開催場所
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
(1) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成25年度実施状況について
(2) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成26年度個別実施計画等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班（熊本県消費生活審議会事務局）
（電話 096-333-2291）

登載依頼

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会公告第3号

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会を、次のとおり開催する。
平成26年10月14日

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会 会長 石橋 康弘

- 1 開催日時
平成26年10月21日（火）午後2時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館8階 職員研修室
- 3 検討内容
水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、会議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選を行う。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問い合わせ先
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課政策班
電話096-333-2263

熊本県企業局公告第5号

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第8回）を次のとおり開催する。
平成26年10月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時

- 平成26年10月29日(水) 午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階「たい樹」
 - 3 議題
(1) 第7回の審議内容まとめ
(2) 撤去工事等について
(3) 環境モニタリング調査結果(中間報告)
(4) その他
 - 4 傍聴者の定員
20人
 - 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会(以下「委員会」という。)の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室
電話番号096-333-2600

熊本県公営企業管理規程第10号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程(昭和38年電気事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第35条を第36条とし、第21条から第34条までを1条ずつ繰り下げ、第20条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業)

第21条 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)を承認することができる。

2 前項の配偶者同行休業については、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第2号)に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

熊本県いじめ防止対策審議会公告第2号

平成26年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成26年10月14日

熊本県いじめ防止審議会会長 吉田道雄

- 1 開催日時
平成26年10月20日(月)
午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所
熊本県庁新館201会議室
- 3 議事
(1) 第1回審議会概要報告等
(2) 審議
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超えた場合は、抽選を行う。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)

熊本県消費者教育推進地域協議会公告第1号

平成26年度第1回熊本県消費者教育推進地域協議会の会議を次のとおり開催します。
平成26年10月14日

熊本県消費者教育推進地域協議会

- 1 開催日時
平成26年11月6日（木）午後2時
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
熊本県消費者教育推進計画（案）について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県消費者教育推進地域協議会事務局（熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班）
（電話 096-333-2291）